

火光を利用するすくい網漁業の漁業許可にかかる制限措置の内容と申請すべき期間

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間
火光利用とびうおたも網	土佐清水市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線以西及び同市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点から磁針方位190度0分の線に至る海面	周年	定めなし	定めなし	40	定めなし	令和8年6月22日から同年7月21日まで